

令和5年度 御殿場市償却資産(固定資産税)申告の手引き

《 お知らせとお願い 》

令和5年度より、申告書押印欄を廃止したため、押印は不要です。

「資産の増減なし」や「該当資産なし」の場合は、必ずその旨を「18 備考欄」に記載してください。記載がなく、申告内容が不明な場合は、問い合わせをさせていただきますことがあります。

○申告書の提出期限は、令和5年1月31日(火)です。

混雑緩和のため、**令和5年1月13日(金)**までの提出にご協力ください。

○資産の増減がない方、該当資産がない方、休業・廃業された方も申告してください。

○申告はできるだけ郵送による申告か、eLTAXによる申告にご協力ください。

○提出期限を過ぎてから申告された場合、5月以降に納付書が届くことがあります。

1 償却資産とは

個人や法人で、工業・商業・農業・サービス業などの事業を営んでいる方や、駐車場・アパート等を貸し付けている方が、その事業のために使用する構築物・機械・工具・器具・備品等で、土地・家屋以外の耐用年数1年以上、取得金額10万円以上の事業用資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます(取得金額が10万円未満であっても個別に資産に計上し通常の減価償却しているものを含みます)。

2 申告の方法

(1)初めて申告をする方 (P. 6~9参照)

令和5年1月1日現在、御殿場市内に所有しているすべての資産を「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載して、「償却資産申告書」に添付してください。

御殿場市内に申告対象となる資産を所有していない方は、「償却資産申告書」の右下にある「18 備考欄」に「該当資産なし」と記載し、「償却資産申告書」のみを提出してください。

(2)前年以前に申告がある方 (P. 6~11参照)

令和4年1月2日から令和5年1月1日までの間に増加及び減少のあった資産について、次のとおり申告してください。

増 加	→ 「償却資産申告書(ハ)欄」と「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載
減 少	→ 「償却資産申告書(ロ)欄」と「種類別明細書(減少資産用)」に記載
異動なし	→ 「償却資産申告書」の右下「 <u>18 備考欄</u> 」に「 <u>増減なし</u> 」と記載

(3)電算申告をする方

令和5年1月1日現在、御殿場市内に所有しているすべての資産を申告し、必ず全資産の種類別明細書を添付してください。

(4)廃業・解散・住所変更その他異動事項がある場合

「償却資産申告書」の右下にある「18 備考欄」に異動事項、異動年月日等を記載してく

ださい。名称、住所等に変更がある場合は、それぞれの欄に変更後の名称、住所等を見え消して記載してください。

3 申告が必要な資産

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる有形固定資産(土地及び家屋を除く)で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1)建設仮勘定で経理されている資産
- (2)決算期以後に取得された資産でまだ固定資産台帳等に計上されていない資産
- (3)簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)
- (4)償却済資産(減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産)
- (5)遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (6)未稼働資産(すでに完成しているが、まだ稼働していない資産)
- (7)借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (8)取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入せず個別に償却している資産

【償却資産の種類】

種類		主な償却資産の例	
1	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場等
		土地に定着した土木設備	看板、門扉、植樹、路面舗装(駐車場を含む)等
		建物附属設備	受変電設備、厨房設備、煙突、造園、塀、屋外の照明設備、屋外の給排水設備、日よけ等
		テナント(賃借人)が施工した建物附帯設備	店舗内造作設備(内装工事等)、照明器具、給排水衛生設備、冷暖房設備、ガス設備等
2	機 械 及 び 装 置	電気・化学・製茶・木工・製紙・ゴム産業・土木・建設・印刷・食品・医療・農業用各種機械、冷暖房用の付属機械、コンベアー等の搬送設備、ホイスト・クレーン等の揚重機、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場洗車設備、その他物品の製造・修理等に使用する機械装置等	
3	船 舶	モーターボート、客船、漁船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	トラクター・田植え機・コンバイン・ショベルカー・フォークリフト等のうち大型特殊自動車に該当するもの(農耕用は最高速度が時速35km以上で乗用のもの、それ以外は車両の長さが4.7m・車両の幅1.7m・車両の高さ2.8m・最高速度 時速15kmのいずれか1つでも超えるもの)、台車等	
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	ドリル、カッター、机、パソコン、コピー機、ファクシミリ、理美容器具、医療器具、金庫、ロッカー、商品陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、応接セット等	

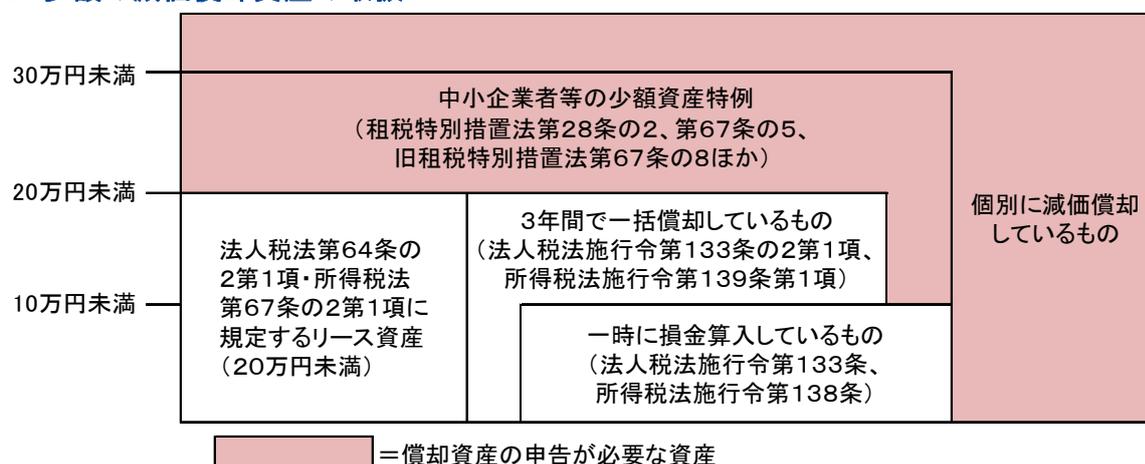
【申告対象となる業種別の主な償却資産】

業 種	主な償却資産の例
共 通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀（フェンス）、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン（壁掛型）、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、予備電源設備、無線LAN設備等
小 売 業	ショーケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等
理・美容業	理・美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医院・歯科医院	医療機器（X線装置、診察台、歯科用ユニット等）、ガス（麻酔等）設備等
建 設 業	ポンプ、発電機、ミキサー、大型特殊自動車に分類されるブルドーザー、パワーショベル等
工 場	ボール盤、旋盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、福利厚生設備、特定の生産又は業務用設備等
駐 車 場 事 業	駐車装置（機械設備等）、照明等の電気設備、フェンス、料金精算機、舗装等
飲 食 業	イス、テーブル、厨房設備、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、室内装飾品等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
ガソリン販売業 ・自動車整備業	プレス、コンプレッサー、テスター、オートリフト、充電器、洗車機、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク、スチームクリーナー、独立キャノピー等
農 業	大型特殊自動車に分類される田植え機・トラクター・コンバイン等（最高速度時速35km以上のもの）、草刈機、育苗機、製茶設備、米冷蔵庫、ビニールハウス等
ア パ ー ト 経 営	駐車場舗装、フェンス、側溝、壁面文字、外灯、集合郵便受け、太陽光パネル等

4 申告の必要がない資産

- (1) 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- (2) 書画・骨董（ただし、複製品等で装飾目的で使用しているものは申告対象です）
- (3) 無形減価償却資産（特許権・電話加入権等）
- (4) 繰延資産（一括償却資産、工事負担金等）
- (5) 自動車税及び軽自動車税の賦課対象となる車両（乗用車やトラック、軽自動車、オートバイ、小型特殊自動車に分類されるフォークリフトやトラクター、田植え機、コンバイン等）

5 少額の減価償却資産の取扱い



6 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備については、原則として家屋で評価します。家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産の対象となります。

【家屋と償却資産の区分】

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池、発電機等	
	動力配線設備	業務用機器の動力配線、屋外電灯配線等	屋内の電灯配線
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	屋内の一般照明器具
給排水設備		屋外の給排水設備(埋設物を含む)等	左記以外の設備
ガス設備		屋外の設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備等	屋内の配管等
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等	家屋と構造上一体の設備(埋込型の空調設備、換気扇等)
消火設備		消火器、屋外の消火栓、ホース、ノズル等	屋内の消火栓設備、スプリンクラー等
運搬設備		工場用ベルトコンベアー、クレーン等	エレベーター、リフト等
通信放送設備		電話機(親機・子機)、電話交換機、マイクロフォン、アンプ、無線LAN配線等	電話配線設備

《例外》賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方(テナント)が、自己の費用で内装・電気・ガス・給排水その他の設備を施工した場合は、それらの資産は**特定附帯設備**として、賃借人(テナント)の方が償却資産として申告する必要があります。

7 固定資産税(償却資産)と国税の主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)=1月1日現在	法人:事業年度、個人:暦年
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	一般の資産は定率法または定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認めていない	認めている
特別償却・割増償却制度	認めていない	認めている
増加償却制度	認めている	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5(5%)	備忘価額(1円)
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価、一部合算も可
中小企業の少額資産の損金算入の特例	課税対象となる	取得金額30万円未満の減価償却資産は損金算入可能(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)

8 税率と免税点

(1) 税率は1.4%です。

課税標準額(千円未満切捨て)×税率1.4%=税額(百円未満切捨て)

(2) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円に満たない場合には、償却資産の固定資産税は課税されません。ただし、該当資産のない方や免税点未満の方であっても、事業を続けている限り申告は毎年必要です。

9 課税標準の特例

地方税法第349条の3又は本法附則第15条の規定により、固定資産税が軽減される償却資産があります(一部例示を適用条項により掲載)。特例を受ける場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に必ず適用条項を記載し、その内容を確認できる関係資料の提出をお願いします。

《参考》 主なものを抜粋しています。

適用条項	特例対象	対象資産の概要	適用期間	特例率
法第三四九条の三	旧第4項 農林業者又は中小企業者等の共同利用に供する機械及び装置	農業協同組合、中小企業等共同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置であって、令和2年3月31日以前に国の補助又は近代化資金等の貸付を受けて取得したもののうち、1台又は1基の取得価額が330万円以上のもの	新設後3年間	1/2
法附則第六四条	先端設備(機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物)	「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」の認定を受けた設備投資で令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に中小企業が取得したもの(令和8年度まで適用)	新設後3年間	0

10 事務所移転・廃業された場合

御殿場市から他の市町へ事務所を移転された、事業をおやめになられた場合も、申告書の提出をお願いします。また、申告書の「18 備考欄」にその旨の記載をお願いします。

ご提出いただけない場合、状況の把握ができないため、催告書の送付を行うことがあります。

11 償却資産申告書の記載方法

申告書および種類別明細書の記載方法は、次ページ以降を確認してください。

○償却資産申告書の記載例……………6ページ～7ページ

○種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例……………8ページ～9ページ

○種類別明細書(減少資産用)の記載例……………10ページ～11ページ

償却資産申告書の記載例

①住所・氏名

個人の場合は事業主の住民登録地、法人については経理を行っている事務所等の所在地（又は納税通知書の送付先）を記載してください（記載済みの場合は、誤りがあれば訂正してください）。なお、「屋号」への記入もお願いします。

③事業種目

事業の種目を、「小売業」・「製造業」等の大まかな分類ではなく、できるだけ具体的に記載してください。2つ以上の事業を営んでいる場合には、主な事業種目を記載してください。また、法人の場合は資本金等の金額も記載してください。

④事業開始年月

法人の場合は、当該法人の設立年月（本社が御殿場市外の場合は、御殿場市に事業所を開設した年月）を記載してください。

②個人番号又は法人番号(マイナンバー)
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。

令和 5 年 1 月 13 日 令和 5 年度 償却資産申告書 (償却資産)

受付印

〒412-0042 御殿場市萩原483番地

3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5

4 事業種目 (資本金等の額) 食料品製造業

5 事業開始年月 平成2年

6 この申告に
応答する者の
係及び
氏名 御殿場
(電話 82-)

7 税理士等の
氏名 富士太
(電話 82-)

所有者
1 住所
又は納税通知書送達先 (電話 82-4139)

2 氏名
ごてんば じろう
御殿場 次郎
(屋号 フジヤマ)

15

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3650000		3050000	6700000
2 機械及び装置	2285000	1600000	2500000	3185000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	500000			500000
6 工具、器具及び備品	1320000	680000	440000	1080000
7 合計	7755000	2280000	5990000	11465000

16

17

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

18

③評価額
電算申告の方のみ記載してください。電算申告の方は、全資産の種類別明細書を必ず添付してください。

申告書は複写様式にはなっていないので、控え用も記載してください。

⑤短縮耐用年数の承認

国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産を申告する場合は、「有」を○で囲み、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

⑥増加償却の届出

税務署長に増加償却の届出を行っている資産を申告する場合は、「有」を○で囲み、「増加償却の届出書」の写しを添付してください。

⑦特別償却又は圧縮記帳

租税特別措置法の規定による特別償却又は法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳に該当する資産を申告する場合は、「有」を○で囲んでください。ただし、固定資産税の評価においては認められません。

⑧課税標準の特例

課税標準の特例が適用される資産を申告する場合は、「有」を○で囲んでください。新規に特例の適用を申請する場合は、その内容を確認できる関係資料も提出してください。

⑨市内における事業所等資産の所在地

資産の所在地が2か所以上ある場合には、主な所在地を①、その他を②のように記載してください。

⑩借用資産

御殿場市内で使用している償却資産のうち、借用資産について該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の名称等を記載してください。

⑪事業所用家屋の所有区分

2棟以上の家屋を使用している場合は、償却資産の主として所在する家屋について、「自己所有・借家」のいずれか、又は両方を○で囲んでください。

⑫取得価額

前年までに申告されていた方は(イ)に申告済みの資産の取得価額が印字されていますので、(ロ)には前年中に減少した資産の取得価額の合計額、(ハ)には前年中に取得した資産の取得価額の合計額をそれぞれの資産ごとに記載してください。(申告漏れとなっていた資産は、前年以前に減少又は取得したものとして、(ロ)あるいは(ハ)に加えてください。なお、必ず種類別明細書の摘要欄に「申告漏れ」と記載してください。)
※前年までの取得価額は、変更しないでください。

⑭前年中の資産に増減がない場合

「増減なし」と記載してください。

課税台帳

※ 所有者コード		222151	
8	短縮耐用年数の承認	有	○
9	増加償却の届出	有	○
10	非課税該当資産	有	○
11	課税標準の特例	有	○
12	特別償却又は圧縮記帳	有	○
13	税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
14	青色申告	有	○

市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 萩原483番地

② 中畑2000番地

借用資産

貸主の名称等
静岡市清水区浜100
御丸参リース

事業所用家屋の所有区分

自己所有・借家

備考(添付書類等)

種類別明細書(増加資産・全資産用)

①資産の種類

「1 構築物 (建物附属設備を含む)」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」に分類し、該当する1から6までの番号を記載してください。

②資産の名称等

資産の名称及び規格等を漢字、カタカナ、英数字、記号等で30字以内に要約して記載してください。

令和 5 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		222151		種類別明細書(増加資産・全資産用)									
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額				耐用年数	減価残存率	
					年号	年月	十位	百万	千	円			
01	1		野立看板(金属造)	1	5	3	6		1	050	000	20	0.
02	1		従業員駐車場舗装工事	1	5	3	9		2	000	000	10	0.
03	2		ブルドーザー	1	5	4	6		2	500	000	2	0.
04	6		陳列ケース	1	4	26	3		2	40	000	8	0.
05	6		無線LAN	1	5	4	10		2	00	000	10	0.
06													0.
07													0.
08													0.
09													0.
10													0.
11													0.
12													0.
13													0.
14													0.
15													0.
16													0.
17													0.
18													0.
				小計		5,990,000							

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その

種類別明細書(減少資産用)の記載

令和 5 年度

種類別明細書(減少資産用)

* 所有者コード *		222151										
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数
					年 号	年	月	十 萬	百 万	千	円	
01	2	6	プレス機	2	4	18	10	1	600	000	5	
02	6	1.0	パソコン	1	4	14	03	200	000	4		
03	6	3.5	自動はかり	1	3	57	08	310	000	3		
04	6	4.2	プリンター	1	4	20	04	170	000	5		
05												
06												
07												
08												
09												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
小 計								2	280	000		

12 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

個人番号を記載した申告書を受付する際に、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施しています。申告の際は、以下の本人確認資料を持参するか、写しを添付してください。郵送の場合も、本人確認資料の写しの添付をお願いします。なお、法人番号を記載した場合は、本人確認資料の持参や添付は必要ありません。

(1)本人が申告書を提出する場合(写しの添付可)

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票(個人番号付き)」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券(パスポート)」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2)代理人が申告書を提出する場合(写しの添付可)

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票(個人番号付き)」等
代理人の 身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」 「代理人の旅券(パスポート)」「税理士証票」等
代理権の確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

13 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、過料が科せられることがあります(地方税法第386条)。また、虚偽の申告をした場合には、懲役刑又は罰金刑に処されることがあります(同法第385条)。

14 実地調査へのご協力をお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて順次実地調査を行っています。その際には別途文書で連絡いたしますので、ご協力をお願いします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得日に応じて最大5年分遡及することになりますので、あらかじめご了承ください。

15 申告書控えの返送について

申告書を郵送で提出される方で市の受付印を押印した控えの返送を希望する場合は、返信用封筒(切手を貼付し宛名書きしたもの)を必ず同封してください。

なお、控えにつきましては各自で保存をお願いいたします。

16 eLTAX(エルタックス)による申告について

eLTAX は、地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用できるシステムです。御殿場市では、eLTAX による電子申告が可能です。

eLTAX にて申告をする際には必ず「種類別明細書」を添付し、内容を修正した資産がありましたら、摘要欄にその旨を必ず入力してください。

詳しい手続きについては、eLTAX ホームページ【<http://www.eltax.jp/>】をご覧ください。

【提出先・問い合わせ先】

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地
御殿場市役所 総務部課税課 家屋スタッフ 償却資産担当
TEL 0550-82-4139 (直通)